

伊教生第446号
令和元年12月26日

宇佐美江戸城石丁場遺跡・伊豆古道保存会
理事長 森 篤 様

伊東市教育委員会
教育長 高橋 雄幸



国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」の保存活用等
について（回答）

師走の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先般いただきました御提言につきまして、別紙のとおり回答させていただきます。

あわせて、本市の文化行政の発展のため、今後も御助言、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以 上

担当

〒414-8555

伊東市大原二丁目1番1号

伊東市教育委員会生涯学習課 大川

Tel. 0557-32-1963 FAX.0557-37-8117

E-mail gakusyuu@city.ito.shizuoka.jp

国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」の保存活用等に対する
回答

【包括的事項】

（提言 1）

「文化財保護法」に規定する「文化財保存活用地域計画」策定の検討を始めること。

（回答）

「文化財保存活用地域計画」については、静岡県が本年度中に策定を予定している「静岡県文化財保存活用大綱」を勘案する中で、市町において策定するものであり、地域における文化財の総合的な保存・活用を図る計画として重要であると認識しています。

現在、国史跡に指定されている「江戸城石垣石丁場跡」の保存・活用を進めるため、保存活用計画の策定に取り組んでおりますが、他の指定文化財においても個別保存活用計画の策定を求められていることから、これらの優先度を検討する中で進めてまいります。

（提言 2）

国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」の文化的な価値を損なわないためには、その周辺環境も含めて一体的に保存する必要があると考えることから、御石ヶ沢及び多賀地地区に係る開発を一層抑制できるあるいは禁止できる戦略的な政策対応をとること。

（回答）

国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」については、文化財保護法及び伊東市文化財保護条例に基づいた文化財の保護施策とともに、他法との関連も含めて関係課と連携して対応してまいります。

(提言 3)

令和元年度に予定されている「伊東市景観計画」の見直しに際して、指定文化財の周辺環境について、良好な景観を維持保全する観点から、その文化財の価値を損ねてはならない旨の項目を加えるよう、文化財を所掌する教育委員会として、積極的に働きかけること。

(回答)

伊東市景観計画及び伊東市景観形成基本計画の改訂に当たり、関係各課が参加する庁内会議が実施されていますので、文化財の環境にも配慮した協議を行ってまいります。

(提言 4)

国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」の見学コース上にある倒木の撤去を迅速に処理すること。また、作業者の手配などで撤去に時間がかかるときには、入り口に一時的な通行禁止の看板を設置し、見学者の安全確保や利便の用に供すること。

(回答)

指定地内の安全の確保については、関係各課と連携して努めてまいります。

(提言 5)

史跡の見学コースの維持管理について、それが公道である場合を含めて、文化財保護の観点から関連各課との基本的なルールを明確化すること。

(回答)

文化財の管理は、所有者等が行うこととなりますので、法定外公共物（赤道）の主管課において、文化財の管理に努めていただくよう、連携して取り組んでまいります。

【国史跡（江戸城石垣石丁場跡）に係る事項】

（提言 6）

国史跡「江戸城石垣石丁場跡」に関して、既指定区域に追加して指定すべき区域について、具体的な候補地の検討を始めること。

（回答）

史跡指定地における保存活用計画の策定作業を進めている段階ですので、保存活用計画策定後の実施に向けた取り組みを優先し、追加指定については段階的に検討します。

（提言 7）

江戸石丁場遺跡に係る宇佐美海岸の海中調査の準備について検討すること。

（回答）

これまでの本格的な石丁場の調査は予定していませんが、石丁場遺跡における情報収集に向けた分布調査に努めてまいります。

（提言 8）

「伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会」の市民等の傍聴を可能とする規定を「伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会設置条例」に基づく「伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会規則」に明記すること。

（回答）

傍聴に関しては、伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会設置条例第2条第1号に基づく委員会の所掌事務の位置付けに含まれるものと捉えております。

以 上